

## ●香川県選挙管理委員会告示第11号

昭和38年香川県選挙管理委員会告示第7号（香川県選挙管理委員会地方事務局設置）の一部を次のように改正し、平成19年1月30日から施行する。

平成19年1月30日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>香川県選挙管理委員会規程（昭和23年香川県選挙管理委員会告示第41号）第15条第2項の規定により、香川県選挙管理委員会に関する事務を処理するため、次のとおり地方事務局を設置した。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>設置場所</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三豊地方事務局</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>木田地方事務局</td><td>三木町</td><td>木田郡選挙区</td></tr><tr><td>綾歌地方事務局</td><td>綾川町</td><td>綾歌郡選挙区</td></tr><tr><td>仲多度地方事務局</td><td>多度津町</td><td>仲多度郡第二選挙区</td></tr></tbody></table>	名称	設置場所	所管区域	略			三豊地方事務局	略	略	木田地方事務局	三木町	木田郡選挙区	綾歌地方事務局	綾川町	綾歌郡選挙区	仲多度地方事務局	多度津町	仲多度郡第二選挙区	<p>香川県選挙管理委員会規程（昭和23年香川県選挙管理委員会告示第41号）第15条第2項の規定により、香川県選挙管理委員会に関する事務を処理するため、<u>市</u>に次のとおり地方事務局を設置した。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>設置場所</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三豊地方事務局</td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	設置場所	所管区域	略			三豊地方事務局	略	略
名称	設置場所	所管区域																										
略																												
三豊地方事務局	略	略																										
木田地方事務局	三木町	木田郡選挙区																										
綾歌地方事務局	綾川町	綾歌郡選挙区																										
仲多度地方事務局	多度津町	仲多度郡第二選挙区																										
名称	設置場所	所管区域																										
略																												
三豊地方事務局	略	略																										